シラバス参照

タイトル「**2023年度危機管理学部(公開用)**」、フォルダ「**危機管理学部**」
シラバスの詳細は以下となります。

戻る

科目ナンバー	RMGT2322		
科目名	行政法と行政過程Ⅱ		
担当教員	鈴木　秀洋		
対象学年	2年,3年,4年	開講学期	後期
曜日・時限	木１		
講義室	1501	単位区分	選必
授業形態	講義	単位数	2
科目大分類	専門		
科目中分類	専門基幹		
科目小分類	専門・基礎		
科目の位置付け（開発能力）	■ＤＰコード-学修のゴールを示すディプロマポリシーとの関連 DP1- E　〔学識・専門技能〕　専門分野にかかる理論知と実践知を獲得し利用することができる DP3- H　〔論理的思考力・批判的思考力〕　理路整然とした思考を備えつつ、問題・課題を合理的に解決することができる。 DP4- Ｉ　〔理解力・分析力〕　文章表現、数値データを適切に扱いつつ、情報の収集と取捨選択、分析と加工を有効かつ円滑に行い、課題の解決につなげることができる。 ■ＣＲコード-学修を通じて開発するマインドセット・ナレッジ・スキルを示すコモンルーブリック（ＣＲ）との関連 Ｅ１　学識・専門技能　（50%） Ｈ１　批判的思考力・論理的思考力　（25%） Ｉ１　理解力・分析力　（25%）		
教員の実務経験	東京23区において、20年以上公務員として、法務、人事、監査、秘書（総務課長補佐）、危機管理課長、男女（ジェンダー）課長、児童福祉（子ども家庭支援センター所長）等の実務経験がある。 担当教員の実務経験を踏まえて理論と事務を架橋する講義を行う。実務経験を踏まえた具体的事案の提示等はすべての授業会において行う（1回目から15回）。		
成績ターゲット区分	■成績ターゲット　能力開発の目標ステージとの対応 2進行期～３発展期		
科目概要・キーワード	行政活動を行う主体である国や地方公共団体、すなわち「行政組織」の基本的な仕組みを確認する。すなわち、国家行政組織、地方行政組織法の各内容ほか、公務員の地位に関する公務員法の意義までを検討する。なお、中央省庁及び公務員制度改革に関する議論も適宜とりあげる。こうした行政組織の基礎的理解を踏まえた上で、リクス管理の観点から、例えば、現状のように行政と業界の関係において保護・育成と規制が混在する状況を変えるために、組織変更の是非なども論ずることで、行政組織の課題等が検討できる力を身に付けることを目標とする。 なお、この授業は、別科目「地方自治と法」と密接に関連する。 【キーワード】行政組織、公務員、行政上の義務履行確保、即時執行、行政調査、行政手続、情報公開、個人情報保護、規制的手法、誘導的手法、情報的手法 授業形態は（講義・実技・実習・演 習）形式により行います。なお、対応するコンピテンスに基づき効果 的な授業方法として、又は各授業を補完・代替するためオンライン授 業を一部取り入れる場合があります。		
授業の趣旨	■副題 行政組織と作用法について説明できる ■授業の目的		

	行政法は、具体的イメージが湧きにくいと言われる。しかし、実際は「ゆりかごから墓場まで」、私達の日々の生活は行政（法）と多く関わっている。 行政を動かしている主体・組織という切り口から行政を理解できるようになる。そうすることで、行政主体・組織が実際に、どのような手法で様々なリスクに対して、規制・保護・育成等を行い、国民・住民の権利利益を守っているかがわかり、現在又は将来のリスクに対して、自分の頭で具体的な解決手法を身に付けることができるようになる。このための基本知識を身に付け、それを現実の実社会の総合的な問題解決につなげるためのいくつかの手法を身に付けるのがこの授業の目的である。 ■授業のポイント 具体的な事例をもとにしてイメージできるようになる。
総合到達目標	■一般目標 ・行政組織及び行政目的を達成するための各種制度・手法を修得できる。 ■個別行動目標 ・行政組織・行政組織法について説明できる（13回） ・行政目的達成のための義務履行制度・行政手続制度等を説明できる（2回～7回・11回・12回） ・行政の自己統制制度を説明できる（8回・9回） ・公務員制度について説明できる（14回）
成績評価方法	■適用ルーブリック E1(50%)、H1(25%)、I１(25%)、 ■成績評価手段 ①リアクションペーパー(100%)を総合考慮して行う。 （評価の視点）過去の講義内容についての正確な知識及びその知識を基にした思考ができているかで評価します。 （フィードバックの方法）復習については、授業内に解説を実施します。
履修条件	特になし（行政実務での行政法理解の必要性を理解し、積極的に授業参加する者を望む。）
履修上の注意点	特になし

授業内容

回	内容
1	①授業テーマ　ガイダンス ②授業概要　行政法Ⅱの授業で修得すべき範囲について確認する。行政法と行政過程Ⅰに連続・一体的な授業となる。 具体的には、 [ｉ]行政上の一般的制度（行政上の義務履行確保、即時執行、行政調査、行政手続、行政情報管理） [ⅱ]行政過程における私人、行政活動における法的仕組み（規制・給付・行政資源取得・誘導等） [ⅲ]「行政組織法」「公務員法」「公物法」 [ⅳ]行政の自己統制制度として行政不服審査法と住民監査請求制度 上記について、関係する具体的事案（実際の紛争）について、教員の実務経験を踏まえて、いくつか紹介し、基礎知識を説明できるようになる（Ｅ1、Ｈ1、Ｉ1。以下14回も同様）。 ③予習120分：シラバスを読んで全体を概観してくる。 ④復習120文：講義を踏まえノートにまとめる又は教科書の該当箇所を読む。
2	①授業テーマ　行政上の一般的制度概観 ②授業概要　行政上の一般的制度として（ｉ）行政上の義務確保制度（①行政上の強制執行、②行政代執行、③直接強制、④執行罰、⑤行政上の強制徴収、⑥その他の義務履行確保制度、⑦行政罰）、（ⅱ）即時執行、（ⅲ）行政調査、（ⅳ）行政手続、（ⅴ）行政情報管理（情報公開・個人情報保護）についてポイントを絞って、具体的にどのような場面で使われるのか、効果があるのか、各制度を比較しながら説明ができるようになる。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：教科書の該当箇所などを読んでおく。 ④復習120分：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
3	①授業テーマ　行政手続 ②授業概要　行政手続の意義と機能、適正手続の基本的内容について、行政手続法を中心に説明ができるようになる（手続の瑕疵と処分の効力、また自治体における行政手続条例との射程の問題についてもここで扱う。）(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて）

	③予習120分　：教科書の該当箇所などを読んでおく。 ④復習120分　：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
4	①授業テーマ　行政情報管理（情報公開制度・個人情報保護制度等） ②授業概要　情報公開の理念・意義・展開、情報公開法のポイントが説明できるようになる。また、行政機関個人情報保護について、理念・意義・展開、行政機関個人情報保護法のポイントを説明できるようになる。自治体における情報公開条例等との射程の問題についてもここで扱う。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：教科書の該当箇所などを読んでおく。 ④復習120分　：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
5	①授業テーマ　行政調査 ②授業概要　行政調査の意義と問題点について説明できるようになる（犯罪調査との相違についても検討する。）。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：教科書の該当箇所などを読んでおく。 ④復習120分　：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
6	①授業テーマ　行政上の義務確保制度 ②授業概要　行政上の義務確保制度（①行政上の強制執行、②行政代執行、③直接強制、④執行罰、⑤行政上の強制徴収、⑥その他の義務履行確保制度、⑦行政罰）について及び（ⅱ）即時執行について説明ができるようになる。特に行政代執行の事案や手続的な説明については詳細な説明ができるようになる。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：教科書の該当箇所などを読んでおく。 ④復習120分　：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
7	①授業テーマ　行政上の一般的制度等2回～6回で学んだ制度について事例検討を行う。 ②授業概要　①行政上の義務履行確保、②即時執行、③行政調査、④行政手続、⑤行政情報管理（情報公開・個人情報保護）の5分野における様々な紛争（判例・裁判例）を採り上げ、原告の立場・被告の立場・裁判所の立場から多角的な検討ができるようになる。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：事前指定判決を読む。 ④復習120分　：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
8	①授業テーマ　行政の自己統制として行政不服審査法 ②授業概要　行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）の経緯を踏まえ、新行政不服審査法について実際の実務の運用改善について説明する。また行政不服審査制度と行政事件訴訟制度とのメリット・デメリットの比較を行う事が出来るようになる（不当性の要件についても検討する。）。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：教科書の該当箇所などを読んでおく。新・旧の行政不服審査法の条文を読み比べてみる（例えば1条はどのように変わったか。）（総務省のホームページに新旧対照表がアップされている。） ④復習120分　：新行政不服審査法の改正ポイントについてまとめておく。
9	①授業テーマ　行政の自己統制として住民監査請求制度 ②授業概要　財務面から地方自治を規律する制度として監査委員による住民監査請求制度がある。実際の紛争事例を上げ、制度（メリット・デメリット）の説明を行う。平成14年改正前と後についての制度の仕組みの相違について説明できるようになる（不当性の要件についても検討する。）。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：教科書該当箇所などを読んでおく。 ④復習120分　：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。 ※なお、「地方自治と法」においてもこの制度を採り上げ解説する。
10	①授業テーマ　行政の自己統制制度である行政不服審査法及び住民監査請求制度（8回・9回）について事例を検討する ②授業概要　様々な紛争を採り上げ、住民側・行政側の主張を多角的に検討することができるようになる。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：鈴木秀洋『行政救済実務ハンドブック』の指定事例・紛争を読む。 ④復習120分　：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
11	①授業テーマ　行政上の施策を実現するための様々な手法について検討 ※行政活動における法的仕組み（規制行政・給付行政・行政資源取得行政・誘導行政等）と関連 ②授業概要　国民の権利利益を守るために、様々な行政政策・施策がある。これらについて、様々な物差しで整理してみることが出来る。例えば、事前的アプローチか、事後的アプローチかなど時間軸から整理することが出来る。行政手続を定めておくことは事前アプローチといえるし、義務を課しても守らない場合の義務履行確保手段や不服審査制度や訴訟制度などは事後的アプローチといえる。また政策・施策実現のためのアプローチとして、いくつかの手法が挙げられる。例えば立法・条例による規制的手法、経済

		的・誘導的手法（補助金・減免措置など）、情報的手法などがある。ベストミックスという形で、災害・環境その他様々な行政領域で、これらの手法を組み合わせることで実効性を担保しようとしている。かかる手法について紹介し、検討を加え、説明することができるようになる。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：様々な手法について調べてくる（参考として、宇賀『行政法』2章など） ④復習120分　：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。また行政政策・施策実現のための手法について調査した事項について、Ａ４に自らが提案する行政施策・制度・法令等をまとめておく。①法律・計画・施策・条例等の名称、②内容・骨子、③有効・実効性があるとと思われる理由、④自らの意見・感想・自分だったら加える項目・内容などについて。
	12	①授業テーマ　（続）行政上の施策を実現するための様々な手法について検討 ②授業概要　前回（11回）の講義を受けて、授業内発表を行うこと、その質疑等を通じて、各種手法について制度の利点を限界について説明することができるようになる。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：講義の課題準備。教科書の該当箇所を読んでくる。 ④復習120分　：講義の復習を行いレポートをまとめる。
	13	①授業テーマ　行政組織法 ②授業概要　行政組織法の一般理論（特質、行政機関の概念、行政機関通則、）、国家行政組織法（内閣、内閣統轄の下における行政機関、特別行政主体、委任行政）、地方公共団体の権能としての自治組織権（議会と長）について説明することができるようになる（行政機関相互の関係（権限の委任、代理と専決・代決等）、国・地方公共団体間及び地方公共団体相互間の関係についてもここで扱う。）。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：教科書該当箇所などを読んでおく。 ④復習120分　：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
	14	①授業テーマ　公務員法 ②授業概要　公務員法制の基本構造、勤務関係、公務員の権利（職務遂行権（分限・定年・休業・研修）、財産的権利、基本的人権、保障請求権（勤務条件に対する行政措置要求権、不服審査制度など）、公務員の義務（法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、政治的行為の制約、秘密保守義務、信用失墜行為の禁止等）、公務員の責任（懲戒責任、弁償責任、刑事責任）等に関して、実際の事案を挙げて説明を行うことができるようになる。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：教科書該当箇所などを読んでおく。 ④復習120分　：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。
	15	①授業テーマ　総復習（小テスト及び解説） ②授業概要　国民の権利利益確保観点から、もう一度様々な法制度・概念の総復習を行い、理解を確実のものとして、説明ができるようになる。(E1,H1,I1)（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分　：これまでの授業の復習 ④復習120分　：小テスト及び講義で触れた条文・判例の復習をする。再度教科書を読む。
関連科目	行政法と行政過程Ⅰ(RMGT2321)、行政法と行政過程Ⅲ(RMGT232)、地方自治と法(RMGT2361)	
教科書	①鈴木秀洋（2021）『（改訂）自治体職員のための行政救済実務ハンドブック』（第一法規）ISBN978-4-474-07383-8、②鈴木秀洋（2020）『行政法の羅針盤』（成文堂）ISBN978-4-7923-0667-0、③鈴木秀洋（2021『虐待・ＤＶ・性被害・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』（第一法規）ISBN978-4－474-07165-0　上記三冊とも行政法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、地方自治法、災害と法、危機管理特殊講義の各科目教科書として使用します。授業は教科書を使用して行います。	
参考書・参考ＵＲＬ	桜井敬子・橋本博之『行政法（〇最新版）』（弘文堂）、宇賀克也『行政法概説Ⅰ（第〇版）』（有斐閣）、宇賀克也『行政法』（有斐閣）、阿部泰隆『行政法解釈学Ⅰ・Ⅱ』、神橋一彦『行政救済法』（信山社）、芝池義一・高木光『ケースブック行政法（第〇版）』（弘文堂）、櫻井敬子『行政法のエッセンス』（学陽書房）、『行政法の争点（第〇版）』（有斐閣）、高橋滋・鈴木秀洋『これからの自治体職員のための実践コンプライアンス』（第一法規）、鈴木秀洋研究室ＨＰ	
連絡先・オフィスアワー	■連絡先　開講時に告知します。 ■オフィスアワー　掲示板にてお知らせします。メールにて事前にアポイントメントをとってください。	

研究比率	■危機管理領域との対応 災害マネジメント20%、パブリックセキュリティ60%、情報セキュリティ20% ■危機管理学と法学とのバランス 危機管理学20%　法学80%

戻る

Copyright (c) 2016 NTT DATA KYUSHU CORPORATION. All Rights Reserved.